

# 新・放課後等の遊び場づくりモデル事業について

## 1. 事業の趣旨・背景

### ■子どもを取り巻く環境の変化

《社会状況の変化》

少子化／核家族化／国際化／都市化／  
高度情報化／女性の雇用就労の増加

《子どもの身近な環境の変化》

- 近所の遊び場や身近な自然の減少
- 塾通いの増加や受験競争の低年齢化
- 集団での遊びや活動、異世代交流、  
生活体験の場や機会の減少
- 家庭・地域の教育力の低下

「遊べない」「遊ばない」子どもが増加

### ■遊びの効用

- ①社会性、協調性、人間関係能力を育む
- ②生きた知識、生活の知恵を育む
- ③体力、運動能力、器用さを育む
- ④自主性、耐性、創造性、思いやりの心、  
自尊感情（自身）を育む
- ⑤心の緊張をほぐし、精神衛生をよくする

「遊び」は、子どもにとって、欠かすことのできない「栄養素」

放課後等に学校施設を活用し、安全に安心して、遊びや活動（体験・交流等）ができる場や機会をつくる必要がある。

## 2. これまでの経緯

- ①平成15年度：「放課後の遊び場づくり事業」開始（平成20年度までに10校開設）
- ②平成19年度：国が「放課後子どもプラン」を開始
- ③平成19年6月：「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」設置  
※学識経験者、地域関係団体代表、小学校長などで構成し、6回開催
- ④平成19年11月：懇話会提言提出
- ⑤平成20年9月：新モデル事業開設

## 3. 事業概要

### （1）実施小学校

市内の7小学校をモデル校に選定し、実施

#### 【実施校】

- 東区：香椎東
- 博多区：東光
- 中央区：南当仁
- 南区：若久
- 城南区：鳥飼
- 早良区：百道、有田

### （2）活動内容

- ①子どもの集団遊びの支援  
子どもたちが校庭や体育館を利用し、自主的に遊びや活動を行えるように支援
- ②各種教室・イベント等の開催  
地域、NPO、大学、学生の方に参画を働きかけ、伝承遊びや囲碁・将棋、絵画・書道といった各種教室や、実験・工作、スポーツ等のイベントの実施を検討

### （3）開設時間

月曜日～金曜日の3日間～5日間（各学校の状況等に応じて決定）  
授業終了後から午後5時まで（ただし、冬季は午後4時30分まで）

## (4) 活用施設

学校運営に支障のない範囲で、校庭、体育館、特別教室、図書館等の学校施設を活用

## (5) 参加の対象

当該校の1年生から6年生までの全児童のうち、参加を希望する児童（登録制）

## (6) 参加方法

当日の参加時に、帰宅時間を記入し、保護者の確認印を押した参加カードを提出

※参加児童は、いったん帰宅せず、ランドセルを置いたまま参加可能

## (7) 推進体制

各学校ごとに、運営委員会（自治協議会長、PTA会長、公民館長 他）を設置し、事業主体である福岡市と委託契約を締結

## 【実施体制】

- ・現場責任者（市嘱託職員等） 1名
- ・補助員（有償ボランティア） 1名
- ・見守りサポーター 複数名
- ・プレイリーダー 週1回

## (8) 費用

無料（ただし、保険料等は参加者の負担）

画一的ではなく、地域状況に応じてメニューを選択

## 【新旧事業の比較】

	現行事業(放課後の遊び場づくり事業)	新・放課後等の遊び場づくりモデル事業(基本メニュー)
開設日時	・月～金(放課後～17時)の週2回程度	・週5回 ※長期休業中(月～金、8時半～17時)も実施
人員体制	・コーディネーター1名(直営) (委託:現場責任者2名)  ・プレイリーダー1名(月1回程度) ・見守りサポーター3名	・コーディネーター1名  ・補助員1名 ・同左(週1回程度) ・同左 ※NPO、大学、企業等の参画を働きかけ
利用施設	・校庭、体育館	・左記のほか余裕教室、特別教室の活用も検討 ※教育に支障のない範囲で学校と調整
実施内容	・外遊び、集団遊び	・同左 ・伝承遊び、囲碁・将棋、スポーツ、ダンス、実験・工作、絵画・書道なども検討
その他	—	・モデル事業の検証・検討組織を設置 ・事業のPR、啓発活動を充実・強化

## 4. 検証・検討

新モデル事業の実施を通じ、よりよい事業内容や効果的な事業手法について検証・検討を実施（平成22年度までの3年間）